

# 大磯町美しいまちづくり条例 逐条解説

平成 24 年 3 月

環境経済課

(目的)

第1条 この条例は、大磯町環境基本条例（平成12年大磯町条例第18号）の基本理念にのっとり、町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、環境への負荷行為を低減するため必要な事項を定め、もって地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。

【趣旨】

条例の目的を示す。条例の規定を解釈するうえでの指針となるものです。

【解釈】

- この条例の保護法益は、まちの清潔（感）、及び美観（感）等です。
- この条例は、大磯町環境基本条例の下に位置付けられ、その環境基本条例の基本理念に則った施策の一つです。地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保するために、町や町民などの責務を明らかにし、環境への負荷行為を低減するために必要な事項（守るべき事項）をルール化したものです。
- 大磯町環境基本条例の基本理念《大磯町環境基本条例抜粋》  
(基本理念)  
第3条 環境の保全及び創造は、すべての町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これが将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。  
2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現を旨として、公害の防止、環境負荷の低減及び自然や社会の間での物質循環に配慮した取組みによって行わなければならない。  
3 環境の保全及び創造は、生態系並びに地域の自然的条件及び社会的条件に配慮し、自然と共存する町を実現することを旨として行わなければならない。  
4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町、町民及び事業者のすべての活動において、地域環境の改善と関連させながら積極的に推進されなければならない。  
5 環境政策は、地域社会の自主性、施策の総合性、科学的予見性及び町民参加によって行わなければならない。  
6 町の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行わなければならない。  
○ 環境への負荷行為を低減するために必要な事項  
環境に関する身近な課題について、第8条から第17条の規定を設定し、解決を目指すものです。  
○ 「地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。」という条例の最終的な目的を示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町の区域内に居住し、在勤し、在学し、又は滞在するものをいう。
- (2) 事業者 町の区域内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 所有者等 町の区域内において、土地又は建物若しくは柵、塀、門その他これらに類する工作物（以下「その他の工作物」という。）を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (4) 公共の場所等 公園、広場、道路、河川、海岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。
- (5) 喫煙 たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (6) 海水浴場 公衆の海水浴又は遊泳の目的に供するための施設を整備した場所をいう。
- (7) 空き缶等 物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他これらに類する容器をいう。
- (8) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、釣り糸、釣り針、紙くず、レジ袋その他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (9) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他人が飼育している動物をいう。
- (10) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。
- (11) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。
- (12) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

【趣旨】

条例で使用する用語を定義しています。

【解釈】

- 居住 住民票の有無ではなく、現実に町内に住むことをいいます。
- 滞在 居住する者のほか、町内を観光する者、通過する者もこれに該当します。
- その他の工作物 建物を除いた土地に人工的に設けられた柵、塀、門などのほか、銅像などのモニュメントなどを含みます。
- 収納し、又は収納していた 空の容器のみではなく、中身の入っている、又は残っているものも含まれます。
- その他これらに類する容器 缶、ビン、ペットボトル、シャンプーや日焼け用オイル

などのプラスチック製の容器、紙製のパック（テトラパック）などを指します。

- 公共の場所の「場所」とは、その公共の場所の区域内にある建築物、その他の工作物を含みます。
- 「他人」とは、自分以外の者を指します。
- 捨てられることによってごみの散乱の原因となるもの 新聞紙、雑誌、ビニール製のお菓子やアイスの包み紙などを指します。
- 塗料等 ペンキ、サインペン、墨なども含みます。
- かく、かかれた 落書きは、文字、図形若しくは絵柄と定義しているため、「書く」及び「描く」とせず、平仮名の表記としました。

**（町の責務）**

**第3条** 町は、この条例の目的達成のために必要な施策を策定し、その実施を図るとともに、町民等及び事業者が行う自主的な取組みを支援するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

条例の目的を達成するため、町の役割分担を表しています。

**【解釈】**

- 地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保するための必要な施策の計画とその計画を実行することを役割とします。また、町民等及び事業者が自主的に行う取組みを実現するために、施策の策定と実施に際して、積極的に支援するよう努めることを役割としています。

**（町民等の責務）**

**第4条** 町民等は、この条例の目的達成のため清潔ですみよい環境づくりへの意識を高めるとともに、快適な生活環境の確保に努め、町の施策に協力するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

条例の目的を達成するための町民等の役割分担を表しています。

**【解釈】**

- 町民等が清潔ですみよい環境づくりへの意識を高めながら、快適な生活環境の確保に努め、町の施策に協力するよう努めることを掲げています。

**(事業者の責務)**

**第5条** 事業者は、事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないよう自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するため町が策定し、又は実施する施策に協力するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

条例の目的を達成するための事業者の役割分担を表しています。

**【解釈】**

- 事業者が行う事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないよう自らの責任において必要な措置を講じ、町の施策に協力するよう努めることを掲げています。

**(所有者等の責務)**

**第6条** 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物若しくはその他の工作物及びその周辺の環境美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するため町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

条例の目的を達成するための所有者等の役割分担を表しています。

**【解釈】**

- 所有者等が所有・占有・管理している土地や建物など、また、その周辺の環境美化に努め、町の施策に協力するよう努めることを掲げています。

**(喫煙者の責務)**

**第7条** 何人も、公共の場所において、歩行するとき又は自転車等で走行するときは、喫煙をしないように努めなければならない。

**【趣旨】**

たばこの火による周囲への火傷、被服への被害を防止するための規定です。

**【解釈】**

- 「何人も」の表現により大磯町域内にいる者すべてに条例が適用されます。
- 多くの町民等の往来があり、たばこの火による火傷、衣服が焦げるなどの事故が生じやすい公共の場所を対象範囲としています。
- 「歩行するとき」は、道路交通法で規定する歩行者が歩行するときを指します。したがって、車いすや歩行補助車等を使用している者も対象とします。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第8条 町長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 町長は、禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

3 町長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

4 何人も、禁止区域においては、定められた場所以外の場所で喫煙をしてはならない。

5 町長は、禁止区域の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

【趣旨】

路上喫煙禁止区域の指定は、関係機関等（自治会、商店会、警察署等）に意見を聴き、町長が路上喫煙禁止区域の指定をします。

路上喫煙禁止区域内では、定められた場所（灰皿の設置）以外の場所での喫煙を禁止します。

路上喫煙禁止区域の指定をした場合は、告示し、路上喫煙禁止区域であることを掲示します。

また、路上喫煙禁止区域の状況の変化により必要と思料するときは、その区域の指定の解除をします。

【解釈】

○ 町長に路上喫煙禁止区域の指定をする権限があることを示します。

路上喫煙禁止区域を指定する場合、町長は自治会、商店会、警察署等に意見を聴きます。

○ 町長が路上喫煙禁止区域の指定をする告示内容については、規則で定める内容を告示します。

○ 路上喫煙禁止区域は、区域内の公共の場所を対象とするので、「指定の区域」の中に「公共の場所」であることを告示の中で表示する。

○ 車の中はプライベートな場所であり対象外とします。

(海水浴場での喫煙禁止)

第9条 何人も、海水浴場内では、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。

【趣旨】

海水浴場区域内では、灰皿が設置されている喫煙場所以外の場所での喫煙を禁止します。

【解釈】

○ 「何人も」の表現により大磯町域内にいる者すべてに条例が適用されます。

○ 多くの町民等の往来があり、たばこの火による火傷、衣服が焦げるなどの事故が生じやすい場所であるため、喫煙を禁止します。

○ 神奈川県海水浴場等に関する条例との関係

県条例の第7条（禁止行為等）には、「何人とも、海水浴場の開設時間中は、当該海水浴場内において喫煙をしてはならない」とありますが、第19条（市町村の条例との関係）第1項では、「海水浴場における喫煙の規制に関する規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、海水浴場における公衆衛生の向上を図るため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない」とされています。また、第19条第2項では、「市町村が制定する条例の内容が、県条例の喫煙関係規定と同等以上の効果が期待できると認められるときは、知事が指定する条項は、当該市町村の区域には、適用しない。」とされています。

町では、県と協議し、本条例施行規則の中に、県条例の喫煙関係規定と同等以上の効果が期待できる内容となるべく規定を盛り込み、県条例の適用除外が認められています。

したがって、町の海水浴場区域内においては、本条例が適用されることとなります。

○ 海水浴場の開設時間外は対象外とします。

**（空き缶等又は吸い殻等の放置等の禁止）**

**第10条 何人も、公共の場所等に空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄してはならない。**

**【趣旨】**

空き缶等、吸い殻等を公共の場所や他人が所有し、占有し若しくは管理する土地等に分別なく放置すること、捨てることを禁止します。

**【解釈】**

- 「何人も」の表現により大磯町域内にいる者すべてに条例が適用されます。
- 「空き缶等又は吸い殻等」とは、空き缶、ペットボトル等の自動販売機により販売されるような飲食物の容器など、又はたばこの吸い殻等の捨てられることによりごみの散乱の原因となるものです。
- 第2条第1項第8号の規定では、「たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、釣り糸、釣り針、紙くず、レジ袋その他これらに類する物」と定義されているので、大型の廃棄物（机、ロッカー等）は、これに該当しません。また、「釣り糸、釣り針」は、大磯町が海岸を有しており、これらの投棄により怪我の報告もあり加えたものです。
- 行為の場所を「公共の場所」に限らず、「他人の所有し、・・・」も含めた理由は、現に町民からは、空き缶等やたばこの投捨てなどの苦情が寄せられており、他人の土地に放置し、又は投棄することは、条例の目的に記載されている地域の美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保するために必要であるためです。

**(飼い犬等のふんの放置等の禁止)**

**第 11 条 何人も、飼い犬等のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。**

**【趣旨】**

飼い犬等のふんの不始末により、公共の場所や一部の民地を汚し、その場所等の所有者、その場所を利用する者にも、不快感、被害を与えています。これらの不快感、被害を防止するための規定です。

**【解釈】**

○ 「何人も」の表現により大磯町域内にいる者すべてに条例が適用されます。

○ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例との関係

県条例の第 7 条（飼養者の遵守事項）には、「施設の内外を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を予防する」、また、第 20 条（勧告、命令等）第 1 項中には「生活環境の汚染又は人の生命、身体若しくは財産に対する侵害を防止するため」とあります。これは環境の汚染と身体、生命に対する危険回避を目的としたもので、「公衆衛生の保全」を意味するものです。

一方、美しいまちづくり条例では、第 1 条の目的において、「地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保すること」、第 11 条において「飼い犬等のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄」とあります。この条例の目的は「清潔でさわやかな生活環境の保全」であり、人の生命、身体若しくは財産までの影響を考慮する公衆衛生の保全ではありません。また、美しいまちづくり条例では「公共の場所等」と規定しており、飼養者の飼育施設については特段の規定をしていません。

したがって、目的とその規定の適用範囲が異なっており、それぞれの規定の内容は重複していません。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律との関係

第 16 条（投棄禁止）は、みだりに廃棄物を捨ててはならないと規定し、罰則の適用も直罰であり、指導、勧告、命令等の手続きを経ることがありません。罰則についても、1,000 万円以下と規定されており、飼い犬のふんの放置に適用する罰則ではなく、悪質な不法投棄等を想定した規定と考えられ、規定の内容は重複していません。

**(落書きの禁止)**

**第 12 条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。**

**【趣旨】**

落書きによるまちの美感、清潔感の破壊を防ぐため、公共の場所等における落書きを禁止します。

落書きは、不法投棄などのごみの散乱を誘発し、清潔でさわやかなまちづくりへの支障となります。



### 【解釈】

- 「何人も」の表現により大磯町域内にいる者すべてに条例が適用されます。
- 平成18年1月17日最高裁判例  
公園の公衆便所の外壁にラッカースプレーでペンキを吹き付け「戦争反対」等と大書きした行為が、刑法第260条前段にいう建造物の「損壊」に当たるとされた事例  
建物の外観ないし美観を著しく汚損し、原状回復に相当の困難（壁面の再塗装により7万円の費用を要す）を生じさせたものであって、その効用を減損させたものであるから、刑法第260条前段にいう「損壊」に当たると解するのが相当である。  
刑法第260条前段の「損壊」に値しない被害であっても（原状回復の費用が軽微であっても）、地域の環境美化の推進を阻害する行為に対しては、条例の適用による告訴も可能です。
- 他市町の条例には、「公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず」がないことが多く、本条例では承諾を得ず他人の財産を侵害する場合は「落書き」と考えています。
- 大磯町都市公園条例との関係  
大磯町都市公園条例は本条例とは異なる目的があり、その目的を達成するために必要な規定がされています。また、条例の中で整合性、必要性に照らし、規制条項（落書き禁止）を削除することはできないと考えます。また、大磯町都市公園条例の罰則は、過料（秩序罰）の規定です。一方、「美しいまちづくり条例」では罰金（行政刑罰）の規定です。刑法では、刑法第261条他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処するとあります。
- 違反行為に対して、刑法、条例をどのように適用するかは、個々の被害を勘案して対応していきます。

### （深夜花火の禁止）

第13条 何人も、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）に公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所において、発射音、爆発音その他これらに類する通常の燃焼音以外の音を発する花火をしてはならない。

### 【趣旨】

深夜に爆発音のする花火を禁止し、深夜の騒音を防止します。

### 【解釈】

- 「何人も」の表現により大磯町域内にいる者すべてに条例が適用されます。
- 「午後10時から翌日の午前6時」の設定は、他市の条例と同じ時間を規定しています。
- 「おそれのある場所」とは、社会通念上、その可能性のある場所であり、特定の基準による判断ではありません。

○ 近隣市の規定

規制のある近隣市	条例名称	禁止の時間帯	禁止の場所
平塚市	さわやかで清潔なまちづくり条例	午後10時から翌日の午前6時	公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例	午後10時から翌日の午前6時	海岸、広場その他の公共の場所
藤沢市	きれいで住みよい環境づくり条例	午後10時から翌日の午前6時	公共の場所
鎌倉市	深夜花火の防止に関する条例	午後10時から翌日の午前6時	公共の場所

- 「神奈川県迷惑行為防止条例」第12条にも深夜（午後10時～午前6時）に近隣の者に不安を覚えさせてはならないとして、その行為の一つとして花火を禁止しています。（平成18年12月28日神奈川県条例第89号により、平成19年4月1日から施行）

**（たんつばの吐き捨て禁止）**

**第14条 何人も、公共の場所等で、みだりにたんつばをはき捨ててはならない。**

**【趣旨】**

たんつばをはき捨てる行為による、まちの清潔感の破壊を防ぎ、公共の場所等を利用する者に対する不快感を防止するための規定です。

**【解釈】**

- 「何人も」の表現により大磯町域内にいる者すべてに条例が適用されます。
- 他市町の条例にはない規定ですが、本条例に規定した理由は、環境美化を損なう行為であり、他人に不快感を与える迷惑行為であると考えためです。

**（回収容器の設置及び管理）**

**第15条 町内において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により容器入り飲食物を販売する者は、規則で定める回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。**

**【趣旨】**

ポイ捨てごみの原因のひとつと言われている空き缶、ペットボトルなどの散乱防止策のひとつとして規定しています。自動販売機により容器入り飲食物の販売をする者に対する

社会的責務の履行を具体的に示すことで、その要因を減らし、環境美化の向上を目指します。

**【解釈】**

- 自動販売機の回収容器の設置と管理の規定については、県内市町の同様の条例規定や日本自動販売協会「自動販売機設置自主ガイドライン」等を参考に規定しています。
- 「規則に定める自動販売機」とは、条例施行規則第4条第1号から第3号に規定され、特定の者以外の者の利用がないと想定される自動販売機（第1号）、建物の中に設置され、建物を管理する者により常時管理される場所であり、また直接公共の場所の空き缶等の散乱に繋がらないと考えられる自動販売機（第2号）、町長が認める場所に設置される自動販売機（第3号）については、回収容器の設置と適正管理の義務付けをしていません。
- 「規則に定めるところにより」とは、
  - ① 容器の材質 金属製、プラスチック製で安易に破損しない材質のもの。
  - ② 容器の容量 自動販売機一台当たり、30リットルの容量以上のもの。
  - ③ 容器の形態 安定性があり、容易に転倒しないものであること。
  - ④ 容器の表示 管理者の氏名（法人名）、連絡先が表示されているもの。
  - ⑤ 容器の設置場所 自動販売機のみ、周囲で空き缶等の投入が安易にできる場所。
  - ⑥ 容器の管理 空き缶等があふれさせない。周囲を清潔に保つ。

**（土地の管理）**

**第16条** 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地が廃棄物の放置若しくは投棄、樹木、雑草等の繁茂又は害虫等の発生により、周囲に迷惑を及ぼすことがないように、その土地の適正な管理に努めなければならない。

**【趣旨】**

土地の所有者等に対する、ごみの放置及び投棄、また、土地の樹木、雑草の繁茂等により、周囲の生活環境に悪影響を与えることのないように土地の適正な管理を求める努力規定です。

**【解釈】**

- 廃棄物の放置や投棄に対する対応としては、柵や看板の設置程度を考えています。
- 「雑草等」とは、人間の意図に関わらず、自然に繁殖する植物を指します。
- 樹木、雑草等の繁茂は、落ち葉等により周辺の環境を損なうだけでなく、害虫や有害鳥獣の発生の要因ともなります。そのため、一定の状態（著しく周辺の環境を損なう状態）にある場合は適正に処理することを規定しています。
- 適正な管理については、所有者、占有者、管理者の順番で求められるものではなく、その状況により判断します。

(日常生活に伴う騒音、振動又は悪臭の防止)

第 17 条 何人も、日常生活において、地域の良い生活環境を阻害し、不快感を与える騒音、振動又は悪臭による公害を生ずることのないよう自ら配慮し、生活環境の保全に努めなければならない。

**【趣旨】**

良い生活環境を守るために、日常生活において発生する騒音や振動、悪臭によって、周辺の住民に不快を感じさせることのないように配慮を求める努力規定です。

**【解釈】**

- 「何人も」の表現により大磯町域内にいる者すべてに条例が適用されます。
- 日常において音や振動、臭いを生じさせないで生活することは不可能ですが、他人に不快を感じさせる音や振動、臭いは、良い生活環境の妨げとなるため、自ら配慮することを規定しています。

(指導又は勧告)

第 18 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第 8 条第 4 項の規定に違反して喫煙をした者
- (2) 第 9 条の規定に違反して喫煙をした者
- (3) 第 10 条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者
- (4) 第 11 条の規定に違反して飼い犬等のふんを放置し、又は投棄した者
- (5) 第 13 条の規定に違反して花火をした者
- (6) 第 14 条の規定に違反してたんづばをはき捨てた者
- (7) 第 15 条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない者

**【趣旨】**

条例の規定する違反行為に対する手順の第一段階として、指導又は勧告を行います。罰則は、指導、勧告及び命令の手順を経て、違反者に条例の主旨を理解させ、条例を遵守させることを目的として、違反＝罰金の考え方ではありません。

第 1 号から第 7 号に該当する者の行為に対して、その行為の中止又は行為の結果を是正するための措置をとらせる勧告ができることを規定しています。

**【解釈】**

- 「指導」と「勧告」の法律上の明確な定義はありません。
- この条例においては、指導は口頭による。勧告は、町長の名の書面（勧告書）の交付によります。

(命令)

第 19 条 町長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命令することができる。

2 町長は、第 12 条の規定に違反した者に対して、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう命令することができる。

**【趣旨】**

条例に規定されている禁止事項の行為者に対し、町長が命令できる旨の規定です。

町長の命令は、前条に規定する町長の指導、勧告に従わないと町長が判断する場合に適用する町長の命令です。

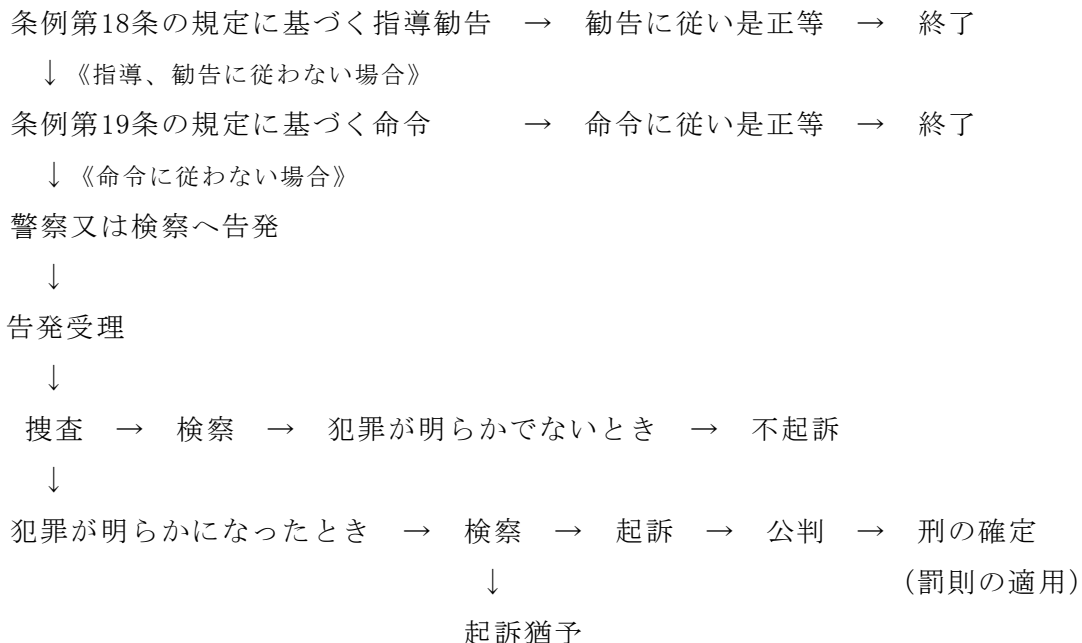
**【解釈】**

○ 地方自治法は、条例で義務を課す、及び権利を制限することができ（地方自治法第14条第2項）、かつ、条例中に罰則を設けることが可能である（地方自治法第14条第3項）としています。このことから、適法な範囲内で権利義務規制条例を制定し、条例違反に対して罰則を設けることは、条例の実効性を確保するうえで適正かつ有効な手段であると言えます。

ただし、同様の違反行為に対する罰則に比して重過ぎる刑罰を科すことは比例原則違反となることから、罰則規定については横浜地方検察庁と十分協議を行い、また、他市町の同様の規定との均衡も図ったうえで、本条例に罰則を盛り込んでいます。

○ 本条例の目的を達成するためには、条例違反の行為者等に本条例の規定を遵守させる必要があり、条例に違反した行為者等に対しては、町長が指導、勧告することができる（第18条）。更に、町長が行為の中止や是正に必要な措置を命ずること（不利益処分）ができることとしています（第19条）。この命令の履行を確保するため、町長の命令に違反した者は、2万円以下、又は5万円以下の罰金に処せられます。

**【罰則の適用に至るまでの手続きの流れ（例）】**



**（立入調査等）**

第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業者及び所有者等の建物及び土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**【趣旨】**

当該建物や土地に立ち入る必要が生じたときに、事業者や所有者等との話し合いにより立ち入ることが望ましいのですが、話し合いが成立せず、又はそれができない場合には、事業者、所有者等の同意が得られなくても、必要な限度において、強制的に当該建物や土地に立ち入り、必要な調査をすることができるようにしたものです。

**【解釈】**

- 立入り調査の際の身分書の提示については、従来の他条例では「関係人の請求があった場合は、これを提示する」となっていましたが、本条例では積極的に証明書を提示する規定としています。
- 憲法第35条の規程により、何人も現行犯でない限り、権限を有する司法官憲が発する令状がなければ、その住居、書類及び所持品について侵入、捜査及び押収を受けることのない権利は侵されないとされており、刑事手続における立入りについては令状主義をとっています。

したがって、令状のない本条の立入りは、第1項に規定する権限を行うため必要な権限において認められ、犯罪捜査のために認められたものではありません。

**(委任)**

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【趣旨】**

条例規則への委任規定です。

**(罰則)**

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第7号に掲げる者で第19条第1項の規定による町長の命令に違反した者
- (2) 第19条第2項の規定による町長の命令に違反した者

2 第18条第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号に掲げる者で第19条第1項の規定による町長の命令に違反したものは、2万円以下の罰金に処する。

**【趣旨】**

この条例の実効性を確保するため、条例違反者に対する罰則を定めたものです。

地方自治法は、条例で義務を課したり、権利を制限することができ（第14条第2項）、かつ、条例中に罰則を設けることが可能である（第14条第3項）としています。

このことから、適法な範囲内で権利義務規制条例を制定し、条例違反に対して罰則を設けることは、条例の実効性を確保するうえで適正かつ有効な手段です。

ただし、同様の違反行為に対する罰則に比して重過ぎる刑罰を科すことは比例原則違反となることから、罰則規定については横浜地方検察庁と十分協議を行い、また、他市町の同様の規定との均衡も図ったうえで、本条例に罰則を盛り込んでいます。

**【解釈】**

- 本条例の目的を達成するためには、条例に違反した行為者等に対しては、町長が違反行為の中止や是正するための措置を講ずるよう命ずること（不利益処分）ができることとしています（第19条）。この命令の履行を確保するため、町長の命令に違反した者は、罰金に処すると規定しています。
- 第1項第1号は、自動販売機による飲食物の販売者への回収容器の設置と管理義務違反に対する罰金の適用について規定しています。町長の命令違反に対する罰金と規定しています。
- 第1項第2号は、落書きをした者への罰金を定めています。落書き行為に対しては、町長による指導、勧告及び命令を経ず、行為者が特定した場合は、即告訴、または告発の手続きができます。

- 第2項は、路上喫煙禁止区域で定められた場所以外で喫煙をした者、海水浴場内の喫煙場所以外で喫煙した者、空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者、飼い犬等のふんを放置し、又は投棄した者、たんづばをはき捨てた者に対しては、町長による指導、勧告及び命令を経て、町長の命令に違反した者は、罰金に処すると規定しています。
- 罰金の金額は、他市町の条例を参考に定めています。

**(両罰規定)**

**第23条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

**【趣旨】**

条例に違反する行為については、その行為を行う者が個人である場合、あるいは行っている者の意志ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合等、その性質上、その違反者である自然人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できない場合があります。

そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人（個人事業主等）に対しても刑罰を課すものとしています。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**【趣旨】**

附則において、条例の公布の日から半年の周知期間をとった平成24年4月1日を条例の施行日としました。

平成24年4月1日を施行日と定めた理由は、条例の内容についての周知の徹底や必要な制度などを整備し、その実効性を確保するためです。